千葉県統計調査条例

昭和25年3月24日条例第 1号 改正 昭和35年7月16日条例第21号 " 平成 4年3月26日条例第12号 " 平成21年3月 6日条例第 6号

(目的)

第1条 この条例は、統計法(平成19年法律第53号。 以下「法」という。)及び統計法施行令(平成20年政 令第334号)に定めるもののほか、県統計調査の実施 及び結果の利用に関し必要な事項を定めることにより、 県が作成する統計の真実性及び有用性を確保し、県の行 政運営のための適確かつ公正な基礎資料を得ることを 目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義 は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 県統計調査 法第2条第5項に規定する統計 調査のうち、県が行う調査(国その他の者から委 託を受けて行うものを除く。)をいう。
 - (2) 県指定統計調査 県統計調査のうち、県行政 の基本政策の決定等のための基礎資料を得ること を目的とする県統計調査であつて、知事その他の 執行機関(以下「知事等」という。)が指定し、 その旨を告示したものをいう。

(県統計調査の実施)

- 第3条 知事等は、県指定統計調査を行おうとする場合は、 その目的、事項、範囲、期日、方法、次条に規定する報 告義務に関する事項、結果の公表に関する事項その他必 要な事項を規則(地方自治法(昭和22年法律第67号) 第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同 じ。)で定めなければならない。
- 2 知事等は、県指定統計調査以外の県統計調査を行おう とする場合は、その目的、事項、範囲、期日、方法及び 結果の公表に関する事項を告示しなければならない。
- 3 知事等は、県統計調査の実施に当たつては、当該県 統計調査において報告を求められる個人又は法人そ の他の団体の事務負担が過重なものとならないよう 配慮するものとする。

(報告義務)

- 第4条 知事等は、県指定統計調査のため必要がある場合は、その調査事項について、個人又は法人その他の団体に対して報告を求めることができる。
- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、 又は虚偽の報告をしてはならない。

(統計調査員)

- **第5条** 知事等は、その行う県統計調査のため必要がある ときは、統計調査員を置くことができる。
- 2 統計調査員は、知事等の指揮監督を受け、県統計調査 の調査票の配付及び取り集めその他県統計調査に関す る事務に従事する。

(立入検査等)

- 第6条 知事等は、その行う県指定統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該県指定統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他 の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の 請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(県指定統計調査と誤認させる調査の禁止)

第7条 何人も、県指定統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

(結果の公表等)

- 第8条 知事等は、県統計調査の結果を、インターネット の利用その他の適切な方法により速やかに公表しなけ ればならない。ただし、県指定統計調査以外の県統計調 査の結果について知事等が必要と認めるときは、その全 部又は一部を公表しないことができる。
- 2 知事は、県統計調査の結果を利用しようとする者の利便を図るため、インターネットの利用その他の適切な方法により県統計調査の結果の所在に関する情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(県統計調査の実施に対する協力)

- 第9条 知事等は、県統計調査を行うに際して必要があると認めるときは、関係行政機関の長又はその他の者に対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。 (調査票情報の二次利用)
- 第10条 知事等は、次の各号に掲げる場合には、県統計 調査に係る調査票情報(法第2条第11項に規定する 調査票情報をいう。以下同じ。)を利用することがで きる。
 - (1) 統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行う場合
 - (2) 統計を作成するための調査に係る名簿を作成

する場合

(調査票情報の提供)

- 第11条 知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った県統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。
 - (1) 国の行政機関(法第2条第1項に規定する行政機関をいう。)、他の地方公共団体その他これらに準ずる者として規則で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
 - (2) 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の 公益性を有する統計の作成等として規則で定める ものを行う者 当該規則で定める統計の作成等 (委託による統計の作成等)
- 第12条 知事等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の規則で定める場合には、規則で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行つた県統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。(匿名データの作成及び提供)
- 第13条 知事等は、その行つた県統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データ(法第2条第12項に規定する匿名データをいう。以下同じ。)を作成することができる。
- 2 知事等は、前項の規定により作成した匿名データを適 正に管理するために必要な措置を講じなければならな い。
- 3 前項の規定は、県から匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。
- 4 知事等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の規則で定める場合には、規則で定めるところにより、一般からの求めに応じ、第1項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理)

- 第14条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報 を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 第11条の規定により調査票情報の提供を受け た者 当該調査票情報
 - (2) 前条第4項の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ
- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定 める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その 他の当該委託に係る業務を受託した者について準用す る。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

- 第15条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務 に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を 漏らしてはならない。
 - (1) 前条第1項第1号に掲げる者であつて、同号に 定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事 していた者 当該調査票情報を取り扱う業務
 - (2) 前条第1項第1号に掲げる者から同号に定め る調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受け た者その他の当該委託に係る業務に従事する者又 は従事していた者 当該委託に係る業務
- 2 第11条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第13条第4項の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(手数料)

- 第16条 次の各号に掲げる者は、使用料及び手数料条例 (昭和31年千葉県条例第6号)の定めるところにより、 手数料を納めなければならない。
 - (1) 第12条の規定により、知事等に委託をしようとする者
 - (2) 第13条第4項の規定により、知事等が作成 した匿名データの提供を受けようとする者

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、知事等が定める。

(罰則)

- 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年 以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第7条の規定に違反して、県指定統計調査 の報告の求めであると人を誤認させるような表 示又は説明をすることにより、当該求めに対す る報告として、個人又は法人その他の団体の情 報を取得した者
 - (2) 第15条第1項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
- 2 前項第1号の罪の未遂は、罰する。
- 第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年 以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第13条第1項の規定により作成した匿名 データの取扱いに従事する県の職員若しくは職 員であつた者又は県から匿名データの取扱いに

関する業務の委託を受けた者その他の当該委託 に係る業務に従事する者若しくは従事していた 者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不 正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

- (2) 第15条第1項各号に掲げる者で、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者
- 第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月 以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第4条に規定する県指定統計調査の報告を 求められた者の報告を妨げた者
 - (2) 県指定統計調査に関する業務に従事する者 で当該県指定統計調査の結果をして真実に反す るものたらしめる行為をした者
- 第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第4条の規定に違反して、県指定統計調査 の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
 - (2) 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - (3) 第13条第4項の規定により匿名データの 提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに 関する業務の委託を受けた者その他の当該委託 に係る業務に従事する者若しくは従事していた 者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不 正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和35年7月16日条例第21号) (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (経過規定)
- 2 この条例施行の際、この条例による改正前の条例 の規定に基づいて交付されている証明書、許可証等 は、この条例による改正後の条例の規定に基づいて 交付されたものとみなす。
- 3 この条例施行の際、この条例による改正前の条例 の規定に基づいて提出されている申請書等は、この 条例による改正後の条例の規定に基づいて提出され たものとみなす。

附 則(平成4年3月26日条例第12号) (施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる目から施行する。
 - (1) 第11条の改正規定(「5千円」を「10万円」 に改める部分に限る。)及び第12条の改正規定 (「5千円」を「10万円」に改める部分に限る。) 並びに次項の規定 平成4年5月6日
 - (2) 第7条の改正規定(「使用しては」を「使用し、 又は使用させては」に改める部分に限る。)及び 第11条の改正規定(同条中第2号を第3号とし、 第1号を第2号とし、同号の前に1号を加える改 正規定に限る。) 平成4年7月1日

(経過措置)

2 この条例(前項第1号に規定する改正規定に限 る。)の施行前にした行為に対する罰則の適用につ いては、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月6日条例第6号) (施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。 ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行す る。

(経過措置)

2 この条例(前項ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の 適用については、なお従前の例による。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

3 使用料及び手数料条例(昭和31年千葉県条例第6号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)